

**中央新幹線第一中京圏トンネル新設（西尾工区）  
工事における環境保全について  
（工事施工ヤード造成作業）**

平成30年2月

東海旅客鉄道株式会社



# 目 次

	頁
第1章 本書の概要 .....	1
第2章 工事の概要 .....	1
2-1 工事の概要 .....	1
2-2 工事位置 .....	1
2-3 施工手順 .....	3
2-3-1 工事施工ヤード等造成 .....	3
2-3-2 仮栈橋設置工 .....	4
2-3-3 仮設備工 .....	5
2-4 工事工程 .....	5
2-5 工事用車両の運行 .....	6
第3章 環境保全措置の計画 .....	7
3-1 環境保全措置の検討方法 .....	7
3-2 環境保全措置を検討した工事施工ヤード計画地 .....	7
3-3 重要な種の生息・生育地の回避検討 .....	8
3-4 工事による影響を低減させるための環境保全措置 .....	12
3-4-1 大気環境（大気質、騒音、振動） .....	12
3-4-2 水環境（水質） .....	15
3-4-3 動物、植物、生態系 .....	17
3-4-4 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス） .....	20
3-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置 .....	22
3-6 専門家等の技術的助言 .....	24
3-7 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針 .....	25
第4章 事後調査及びモニタリング .....	26
4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画 .....	26
4-2 事後調査及びモニタリングの結果の取扱い .....	28

## 第1章 本書の概要

- ・中央新幹線第一中京圏トンネル新設（西尾工区）工事を実施するにあたり、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【愛知県】平成26年8月」（以下、「評価書」という。）及び『「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【愛知県】平成26年8月」に基づく事後調査計画書 平成26年11月』に基づいて工事中に実施する環境保全措置、事後調査及びモニタリングの具体的な計画について取りまとめたものである。なお、希少動植物保護の観点から、位置等に関する情報については、非公開としている。
- ・本書は工事施工ヤード造成に係る作業を対象としており、トンネル掘削に係る内容については、準備が整った後に本書の更新を行う。

## 第2章 工事の概要

### 2-1 工事の概要

- ・工事名称：中央新幹線第一中京圏トンネル新設（西尾工区）
- ・工事場所：愛知県春日井市西尾町内
- ・工事概要：工事施工ヤード等造成、仮栈橋設置工、仮設備工
- ・工事時間：8時00分～17時00分
- ・休工期：日曜日、年末年始等
  - ※上記の時間帯は、現地での作業開始、終了の時間とする。
  - ※工事の進捗状況等により、上記の時間帯以外や休工期に工事を行うことがある。

### 2-2 工事位置

- ・今回の工事位置は図2-1、工事施工ヤードの計画地は図2-2に示すとおりである。
- ・なお、工事施工ヤード造成における当面の施工計画は、図2-3に示すとおりである。

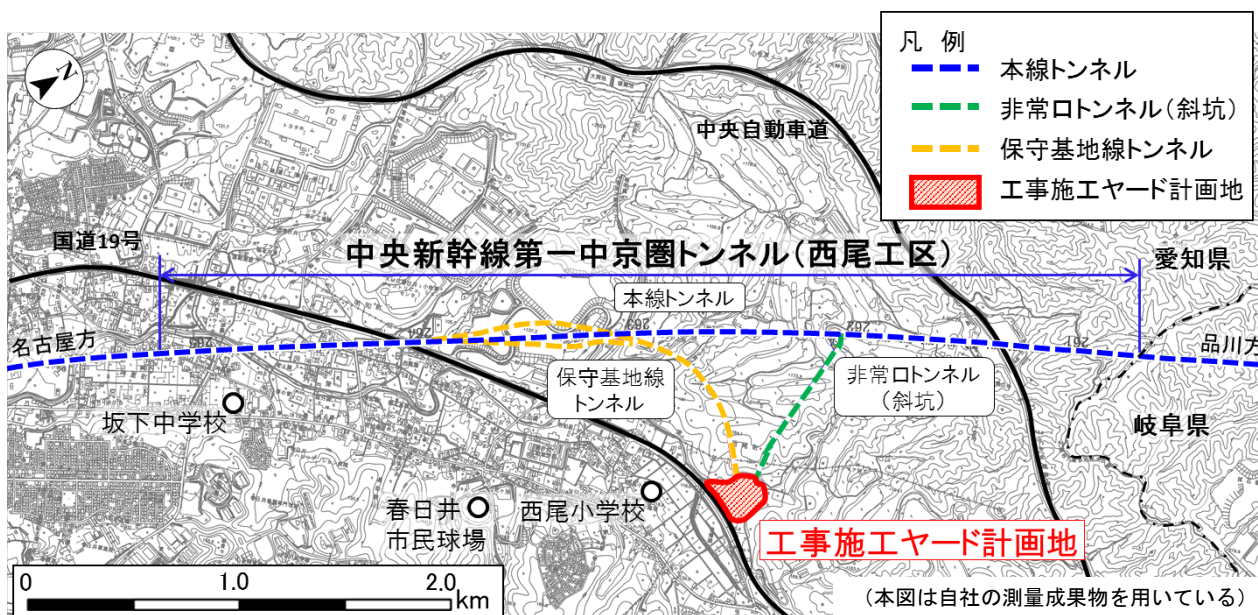


図2-1 工事位置

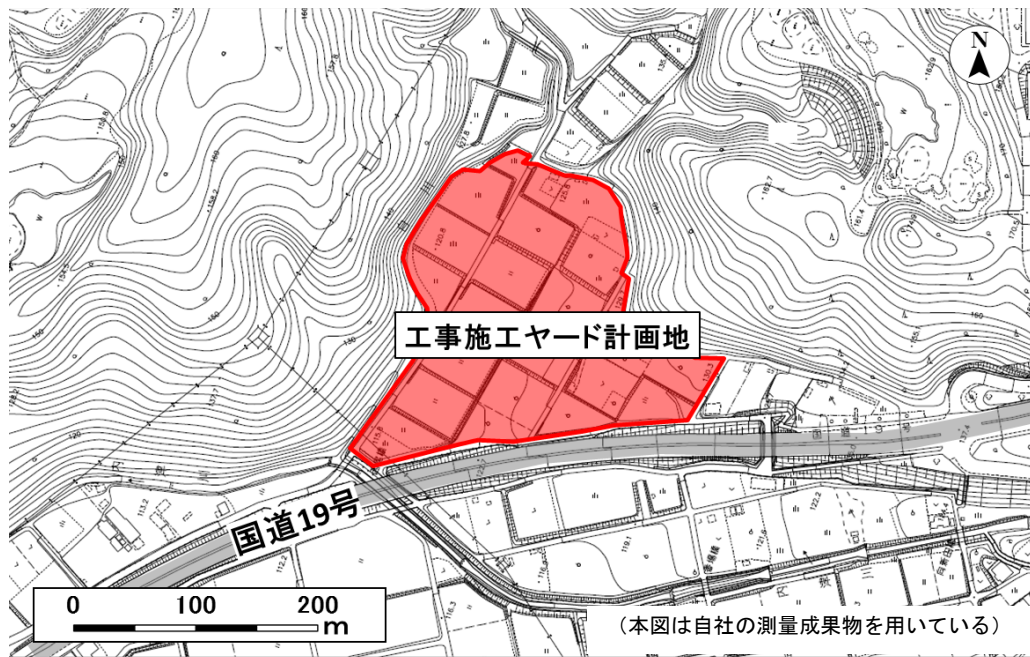


図 2-2 工事施工ヤード計画地

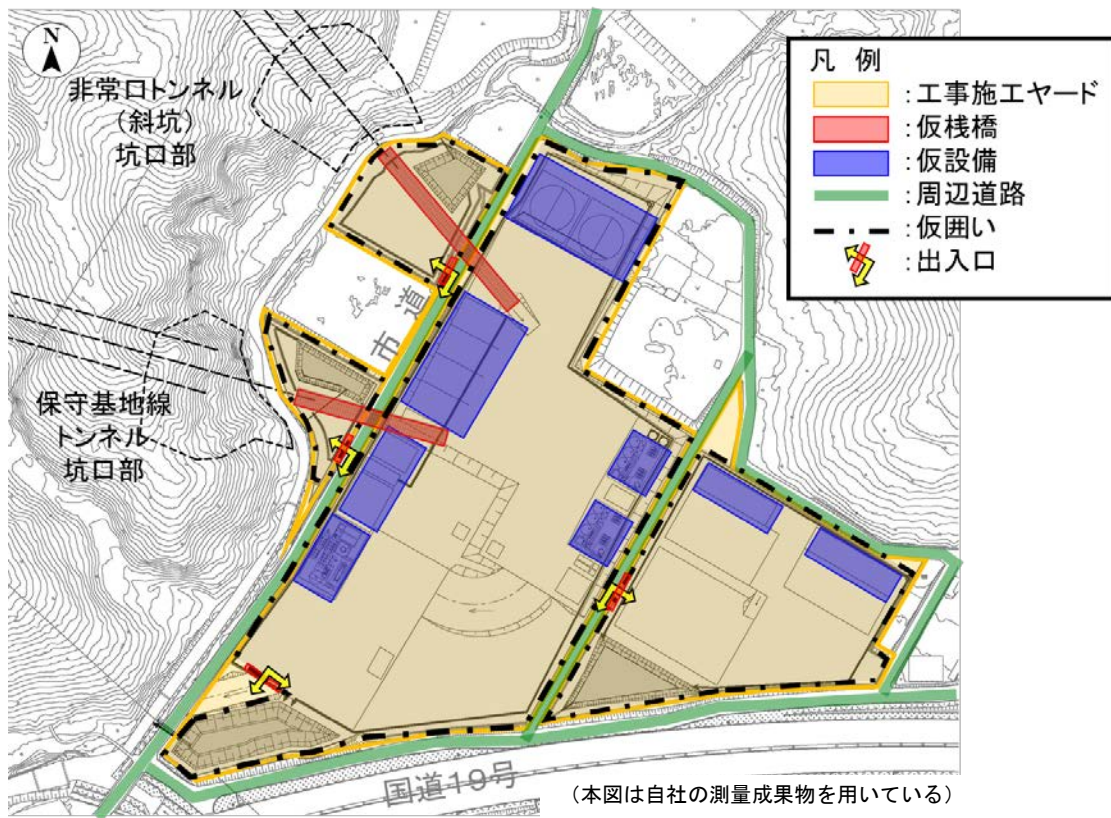


図 2-3 工事施工ヤード造成の施工計画図

※現地の状況等により、施工順序・配置が変更となる場合がある。



## 2-3 施工手順

- ・ 工事施工ヤード等造成、仮栈橋設置工、仮設備工の施工手順を以下に示す。

### 2-3-1 工事施工ヤード等造成

- ・ 工事施工ヤードは、図 2-4 に示すとおりバックホウなどを使用して一部所定の高さまで切土又は盛土を行って整地する。なお、工事施工ヤード内は、アスファルトによる舗装を基本とし、一部を砕石敷きとする。
- ・ 工事施工ヤードには、図 2-4 に示すとおり排水用の貯留施設を掘削して設置する。また、貯留施設が完成するまでは沈砂池を設置する。
- ・ なお、工事施工ヤード等造成中の発生土は、すべて場内で利用することとし、場外への運搬は行わない。

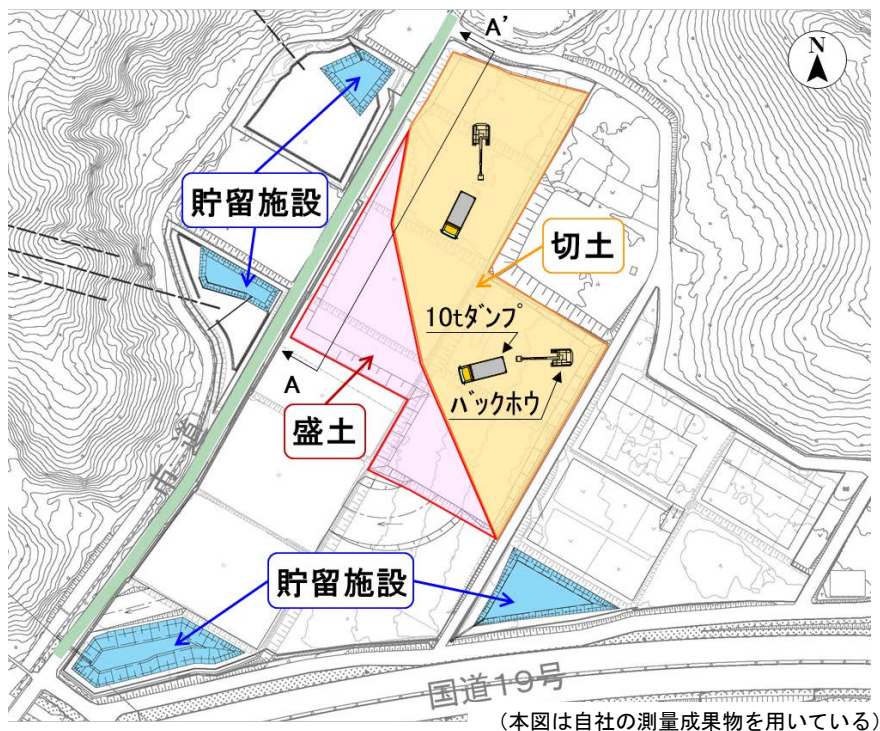


図 2-4 工事施工ヤード等造成 (写真は類似工事の例)

※現地の状況等により、施工順序・配置が変更となる場合がある。

## 2-3-2 仮棧橋設置工

- ・工事施工ヤードとトンネルの坑口部を結ぶ為に、図 2-5 で示すとおり仮棧橋を設置する。

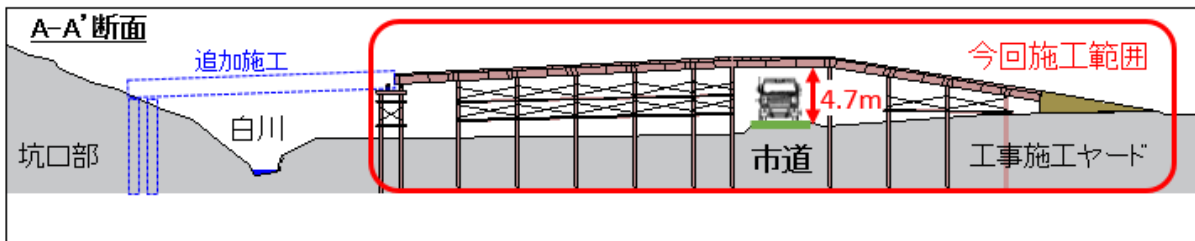
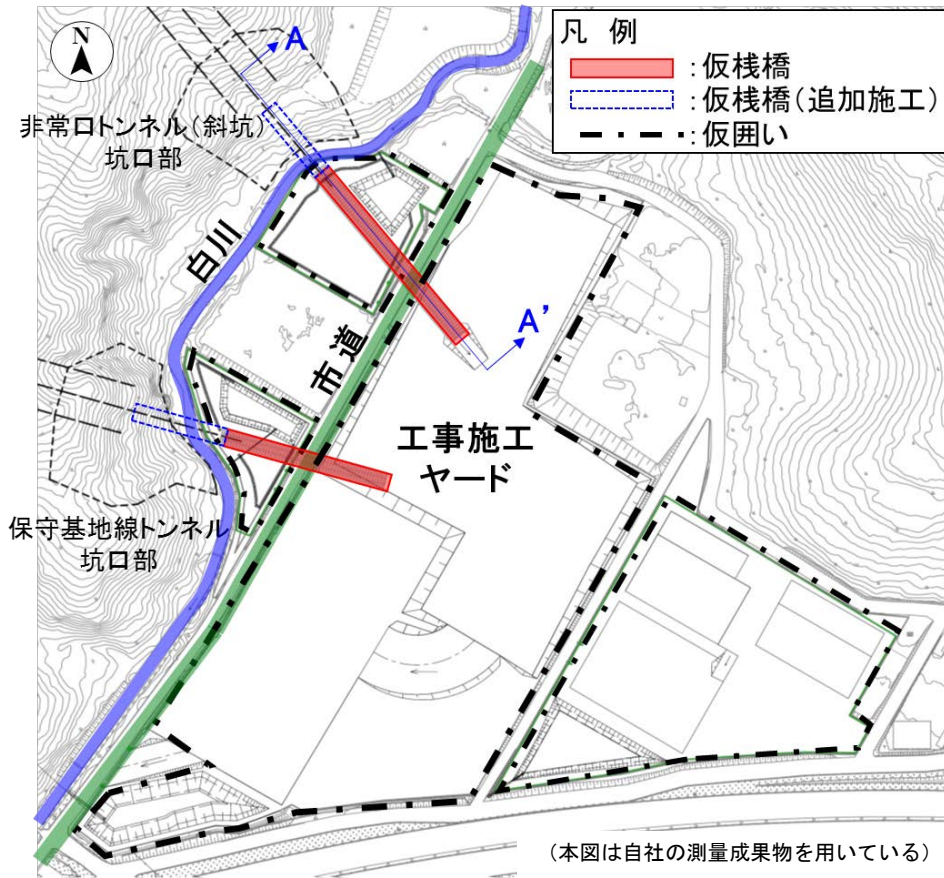


図 2-5 仮棧橋設置工

※現地の状況等により、構造が変更となる場合がある。

### 2-3-3 仮設備工

- ・ 工事施工ヤード内には、図 2-6 で示すとおりトンネル掘削に必要な土砂ピット、濁水処理設備、吹付コンクリート練り混ぜプラントや現場事務所を設置する。
- ・ 工事施工ヤード周辺に仮囲いを設置する。

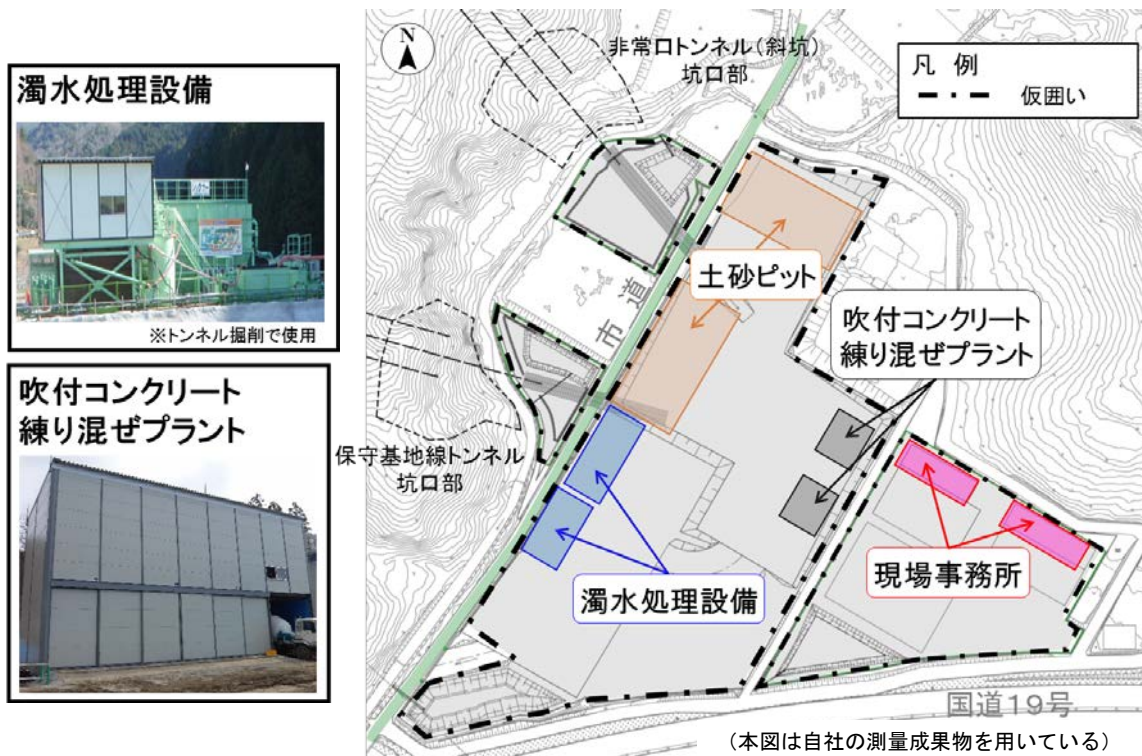


図 2-6 仮設備工（写真は類似工事の例）

※現地の状況等により、配置が変更となる場合がある。

### 2-4 工事工程

- ・ 工事工程を表 2-1 に示す。

表 2-1 工事工程表

作業項目	H30年												H31年	H36年	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
工事施工ヤード等造成	[Red bar]					[Red bar] <b>今回施工範囲</b>									
仮栈橋設置工	[Red bar]				■	■	■	■	[Dotted bar] <b>今後施工範囲</b>						
仮設備工	[Red bar]					[Dotted bar]									
トンネル掘削工等				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

※工事の状況等により、工程が変更となる場合がある。



## 2-5 工事用車両の運行

- ・使用する主な工事用車両は、資機材積み下ろしの為のクレーン付トラック、コンクリート運搬用のコンクリートミキサー車などである。本工事で使用する工事用車両の運行ルートを図2-7、想定運行台数の推移を図2-8に示す。

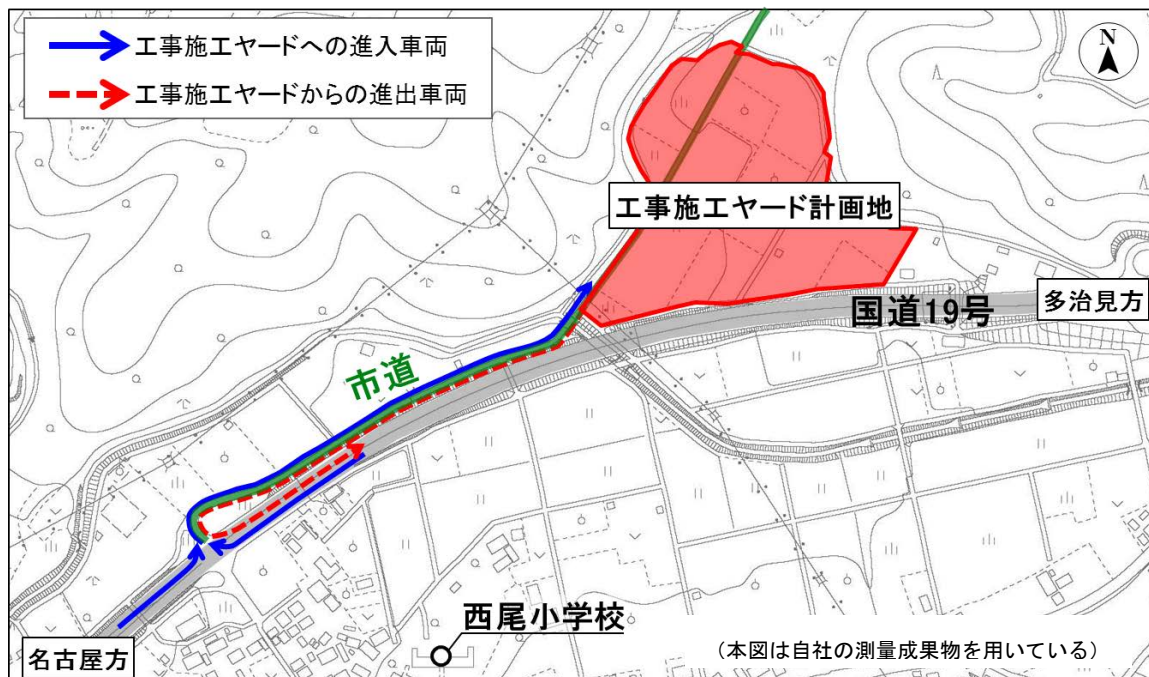


図 2-7 工事用車両の運行ルート

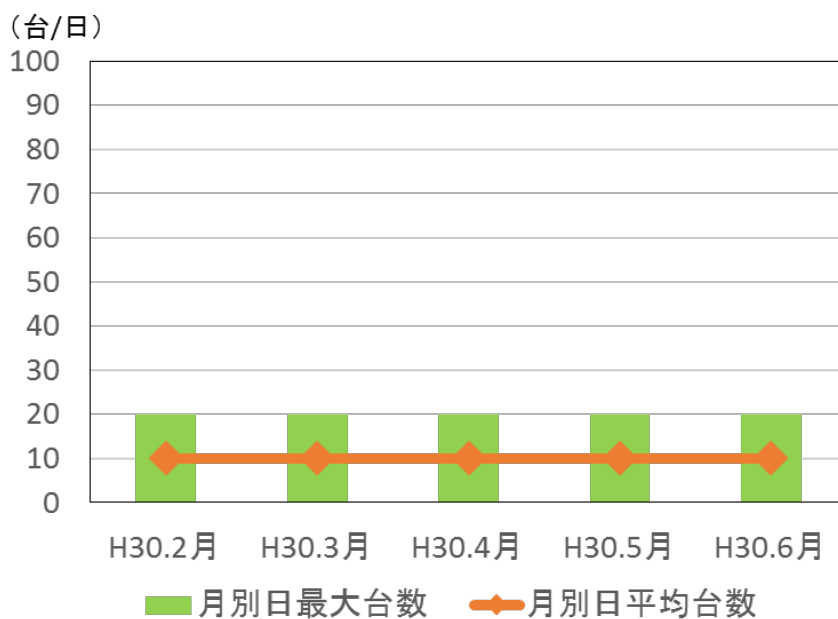


図 2-8 工事用車両想定運行台数推移 (片道)

※工事用車両の運行時間帯：7時～18時

※車両台数および運行時間は現時点の予定であり、変更となる場合がある。

※トンネル掘削に係る工事用車両の運行については、準備が整った後に更新を行う。

### 第3章 環境保全措置の計画

#### 3-1 環境保全措置の検討方法

- ・評価書で予測した結果をもとに、評価書に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて、下記に示す具体的検討手順により採否を検討した。

(具体的検討手順)

施設や工事施工ヤードの詳細な計画にあたり、重要な動植物の種が生息・生育する箇所から  
改変範囲をできる限り回避するとともに、重要な地形及び地質等その他の環境要因への影響  
も考慮し地形の改変範囲をできる限り小さくするよう計画



そのうえで、工事による影響を低減させるための環境保全措置を現場の状況に即し、

- ・建設機械、仮設備等のハード面
- ・係員配置、教育・指導、設備のメンテナンス等のソフト面

から検討

- ・専門性の高い環境保全措置については、専門家の助言を受けて検討を行った。

#### 3-2 環境保全措置を検討した工事施工ヤード計画地

- ・今回、環境保全措置を検討した工事施工ヤード計画地は、中央新幹線第一中京圏トンネル（西尾工区）の工事施工ヤードである。環境保全措置を検討した工事施工ヤード計画地の位置を、図3-1に示す。

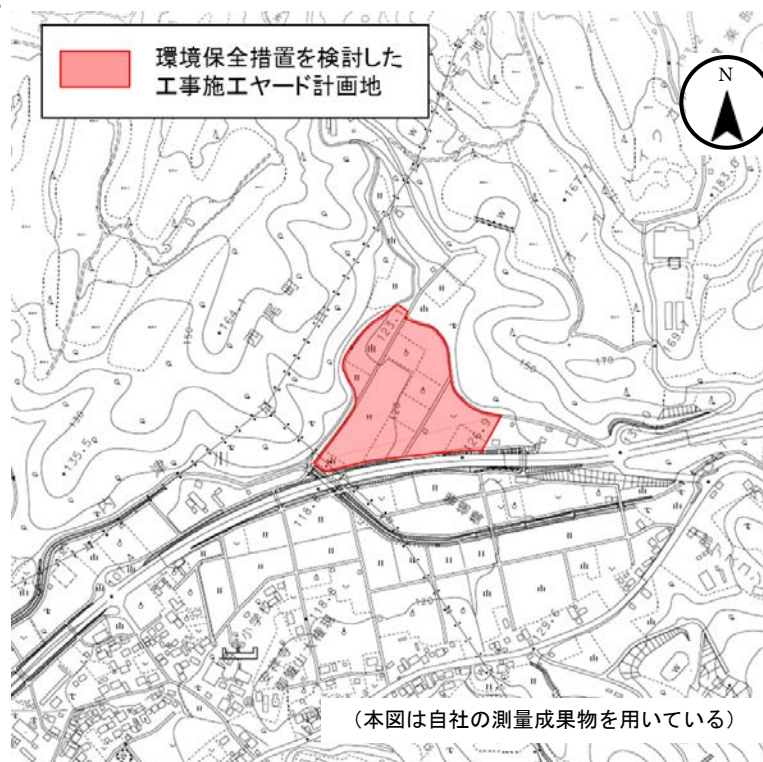


図3-1 環境保全措置を検討した工事施工ヤード計画地

### 3-3 重要な種の生息・生育地の回避検討

- 中央新幹線第一中京圏トンネル（西尾工区）の工事施工ヤードの検討にあたっては、使用する設備の必要面積や設備配置を考慮したほか、工事施工ヤード周辺には図 3-2 及び図 3-3 に示すとおり、重要な種の生息・生育地が存在することから、表 3-1 及び図 3-4 に示すとおり、環境保全措置として、重要な種の生息・生育地の回避検討を行い、重要な種への影響について、回避を図った。なお、希少種保護の観点から位置等の情報については非公開にしている。

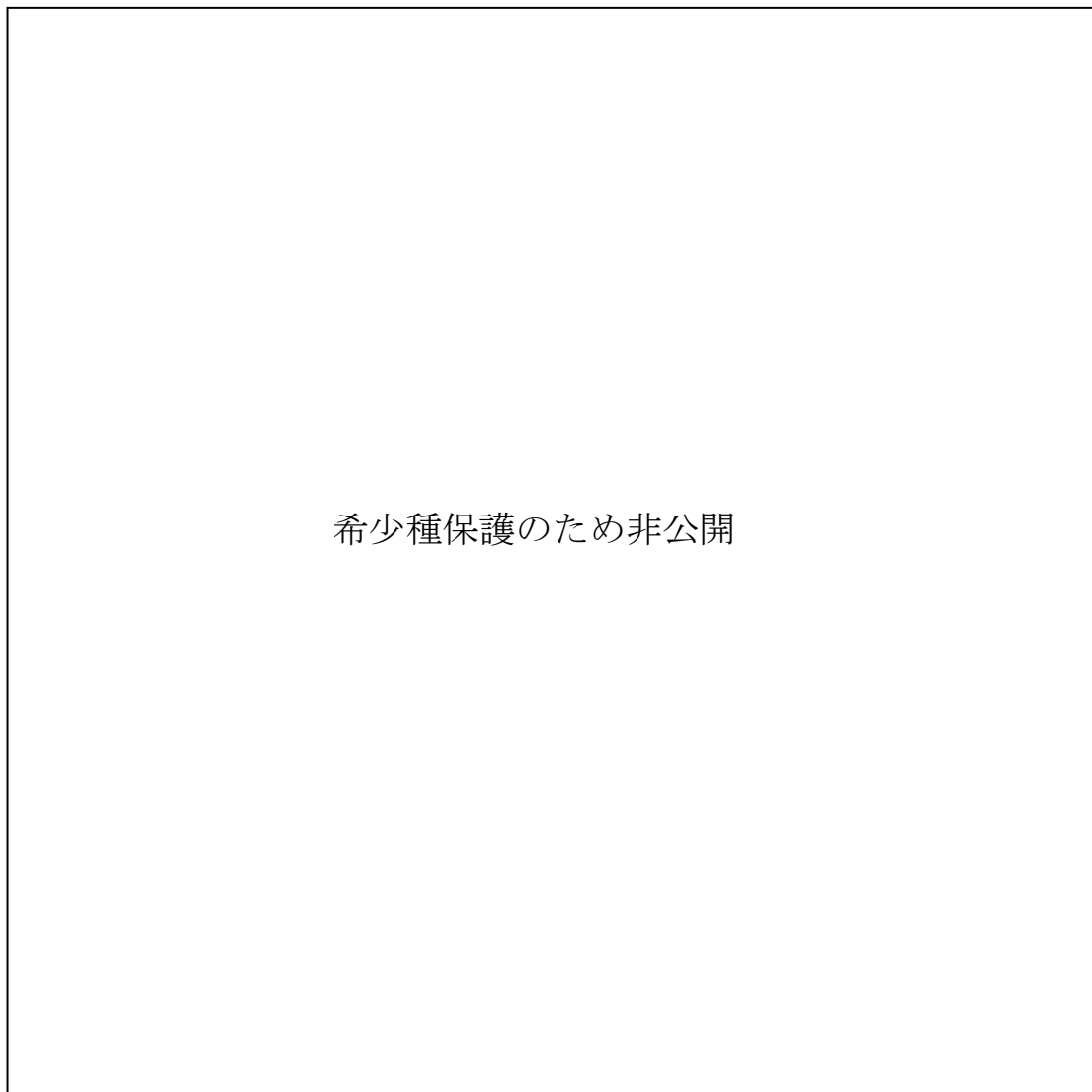


図 3-2 重要な種の生息確認位置（動物）

希少種保護のため非公開

図 3-3 重要な種の生育確認位置（植物）



表 3-1(1) 工事施工ヤード周辺に生息・生育する重要な種

希少種保護のため非公開
-------------

表 3-1(2) 今回対象とした工事施工ヤード周辺に生息・生育する重要な種

希少種保護のため非公開
-------------

希少種保護のため非公開

図3-4 オオタカ（西尾ペア）の営巣状況

### 3-4 工事による影響を低減させるための環境保全措置

- ・工事による影響を低減させるため、工事中に実施する環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮し、以下のとおり計画する。なお、図に添付されている写真は一例である。

#### 3-4-1 大気環境（大気質、騒音、振動）

- ・工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-2 及び図 3-5 に示す。

表 3-2 (1) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 騒音 振動	排出ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械の採用	排出ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械の採用により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生、騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は排出ガス対策型、低騒音・低振動型を使用する計画とした。(図3-5)
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は工事規模を想定して必要以上の規格、配置、稼働とならないよう計画した。
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の局地的な発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械が片寄った施工、集中的な運行とならないように配置・稼働させる計画とした。
騒音	仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策	仮囲いについては住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲いを設置することや、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる(防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている。(ASJ CN-Model 2007))	工事施工ヤードの周囲に高さ3mの仮囲いを設置する計画とした。(図3-5)

表 3-2 (2) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質(粉じん等)	仮囲いの設置	住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。	工事施工ヤードの周囲に高さ 3m の仮囲いを設置する計画とした。(図 3-5)

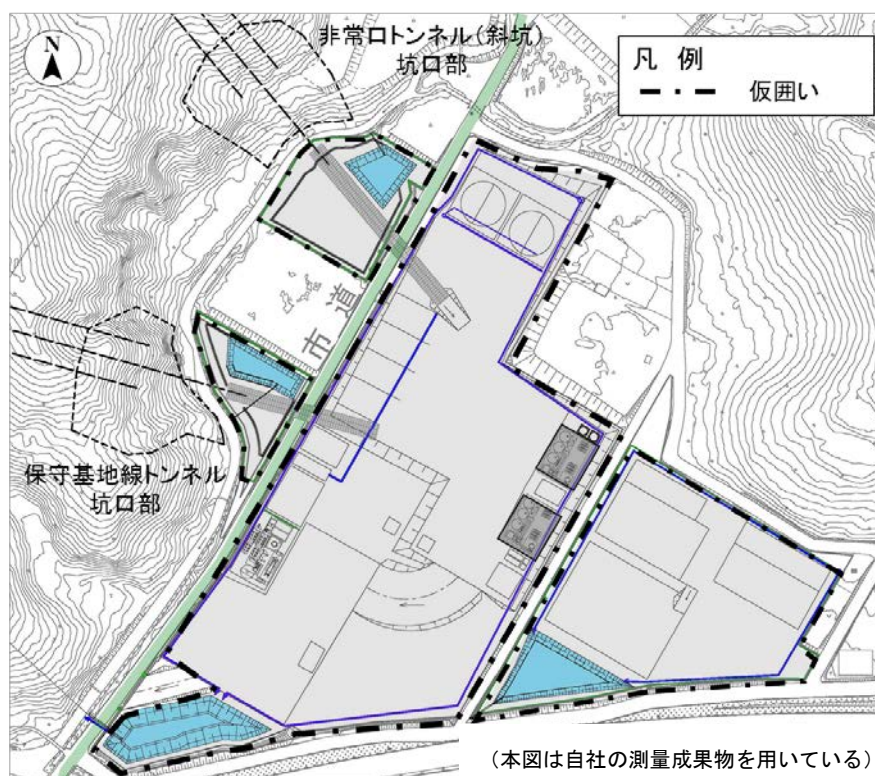


図 3-5 大気環境に関する計画面での環境保全措置 (写真は類似工事の例)



- ・工事中は、表 3-3 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-3 大気環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の 使用時における 配慮	工事の実施にあたって、高 負荷運転の防止、アイドリ ングストップの推進等によ り、二酸化窒素及び浮遊粒 子状物質、騒音、振動の発 生を低減できる。	工事施工ヤードで建設機械の稼 働に従事する者に対して高負 荷運転の防止及びアイドリ ングストップを講習・指導する計画とし た。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の 点検及び整備に よる性能維持	法令上の定めによる定期的 な点検や日々の点検・整備 により、建設機械の性能を 維持することで、二酸化窒 素及び浮遊粒子状物質、騒 音、振動の発生を低減でき る。	工事施工ヤードで使用する建設 機械は法令上の定めによる定期 的な点検や日々の点検及び整備 を行い、建設機械の性能を維持す る計画とした。
大気質 (粉じん等)	工事現場の 清掃及び散水	工事現場の清掃及び散水を 行うことで、粉じん等の発 生を低減できる。	工事施工ヤードでは、工事現場の 清掃及び散水を行う計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	工事従事者への 講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑 制、建設機械の点検及び整 備による性能維持につい て、工事従事者への講習・ 指導を実施することによ り、二酸化窒素及び浮遊粒 子状物質、騒音、振動の発 生の低減が見込まれる。	工事施工ヤードで建設機械の稼 働に従事する者に対して、高負 荷運転の抑制、建設機械の点検及び 整備による性能維持について、講 習・指導を実施する計画とした。

- ・騒音、振動については、作業期間中に常時計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。  
(第 4 章参照)

### 3-4-2 水環境（水質）

- ・工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-4 及び図 3-6 に示す。また、濁水処理のフローを図 3-7 に示す。

表 3-4 水環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質（水の濁り、水の汚れ）	工事排水の適切な処理	工事により発生する濁水、アルカリ排水は、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理や中和等の対策を必要に応じ施したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	工事施工ヤードから出るヤード整備中の雨水等の排水は貯留施設にて沈砂を行い、必要に応じて中和処理等をしたうえで公共用水域（白川）へ放流する計画とした。（図 3-6、3-7）

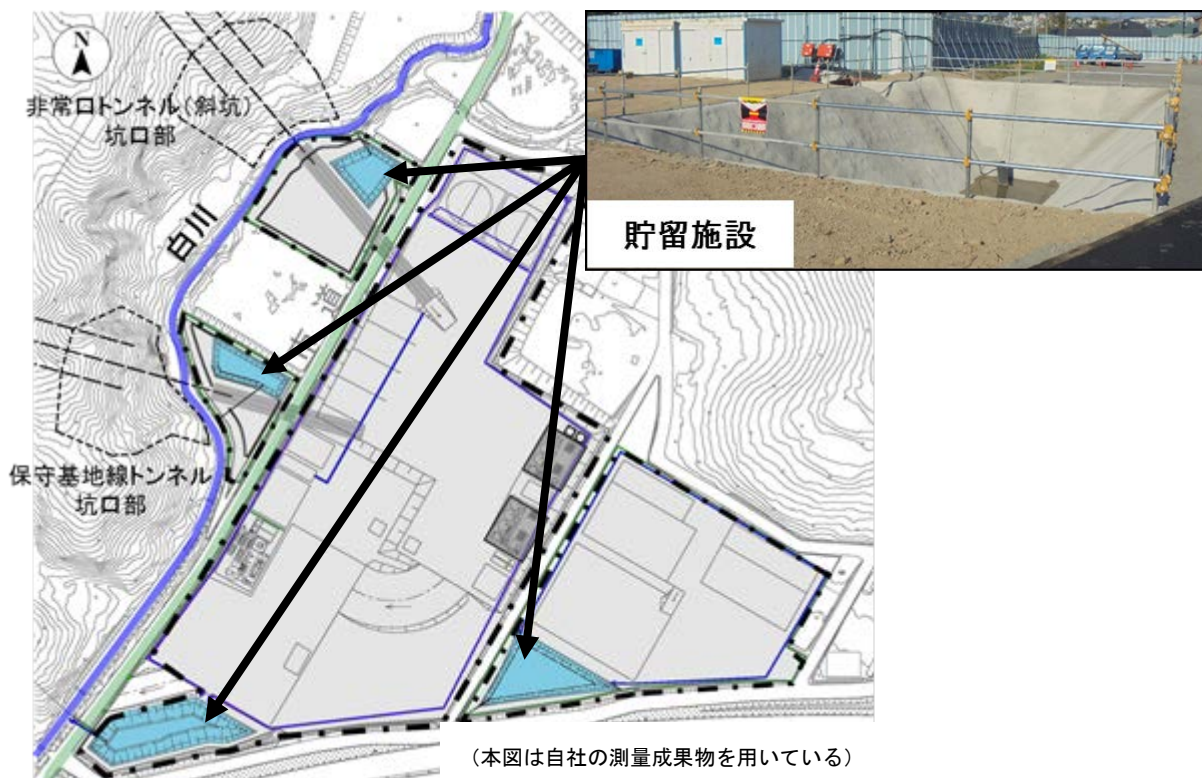


図 3-6 水環境に関する計画面での環境保全措置（写真は類似工事の例）

※工事の進捗に伴い配置は変更となる場合がある。

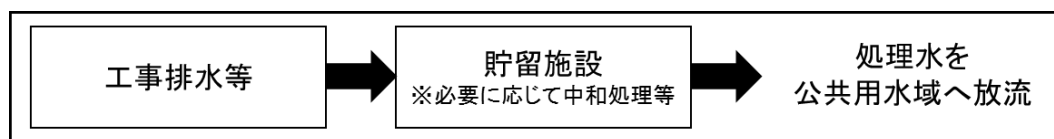


図 3-7 濁水処理のフロー図（工事施工ヤード）

※工事の進捗に伴い変更となる場合がある。

- ・ 工事中は、表 3-5 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-5 水環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質（水の濁り、水の汚れ）	工事排水の監視	工事排水の水の濁り、汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができ、公共用水域への影響を低減できる。	工事施工ヤードから出るヤード整備中の雨水等の排水については、貯留施設からの排水箇所において処理状況を定期的に確認する計画とした。

- ・ 放流箇所については、今後の河川管理者との協議により変更となる可能性がある。
- ・ 工事排水の監視としては、水素イオン濃度（pH）等の測定を、1日1回を基本に実施する。

### 3-4-3 動物、植物、生態系

- ・工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-6 及び図 3-8 に示す。

表 3-6 動物・植物・生態系に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物 生態系	重要な種の 生息地の全体 又は一部を回避	重要な種の生息地への影響を回避又は低減できる。	評価書において事後調査の対象としているペアについて専門家等の助言も踏まえ、施設は営巣中心域を回避する計画とした。
動物 生態系	防音シート、 低騒音・低振動型 の建設機械の 採用	防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用により、騒音、振動の発生が抑えられることで、鳥類等の生息環境への影響を低減できる。	工事施工ヤードでは、ヤードの周囲に仮囲いを設置する計画とした。また、工事施工ヤードで使用する建設機械は低騒音・低振動型の建設機械を使用する計画とした。(図 3-8)
植物 生態系	外来種の 拡大抑制	資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。	工事施工ヤードの出入口でタイヤ洗浄を行うことによって外来種の種子の除去を行う計画とした。

- ・猛禽類の生息状況への影響を低減するため、専門家等の技術的助言を踏まえ、営巣環境の整備として人工巣を設置し、工事配慮を図ることとしたほか、今後の工事の施工に当たっては、工事規模を段階的に大きくする等の工事配慮を行う計画とした。工事配慮の詳細については、現地の状況等により、変更することがある。
- ・工事実施に伴う排水による動物、植物、生態系への影響を低減するため、工事施工ヤードから出る雨水等の排水については、貯留施設にて沈砂を行い、必要に応じて中和処理等を行う計画とした。(図 3-8)

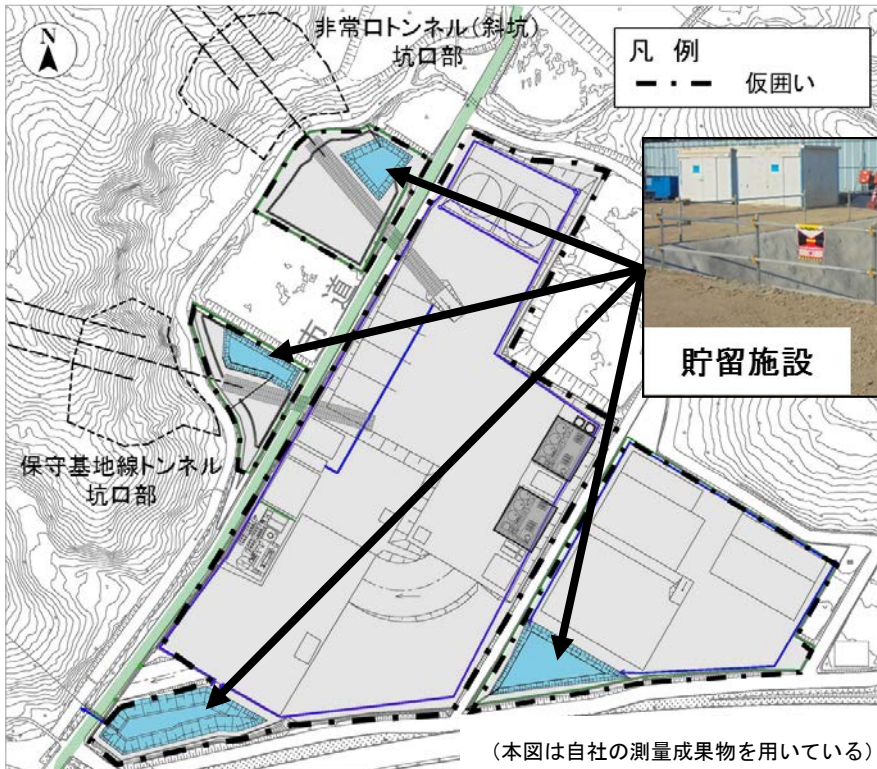




仮囲い



排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械  
※写真は排出ガス対策型、低騒音型



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 3-8 動物・植物・生態系に関する計画面での環境保全措置 (写真は類似工事の例)  
※工事の進捗に伴い配置は変更となる場合がある。

- ・工事中は、表 3-7 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-7 動物・植物・生態系に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物 生態系	工事従事者への講習・指導	不用意な林内への立ち入りやゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できる。	工事従事者に対して、不用意な林内への立入やゴミ捨ての禁止等について、講習・指導を実施する計画とした。

- ・専門家等の技術的助言を踏まえ環境保全措置の計画を行った。環境保全措置の実施にあたっては、専門家等の技術的助言を得ながら実施していく。また、事後調査やモニタリングの結果も踏まえ影響を及ぼす恐れがある場合、速やかに専門家等の技術的助言を受け、必要な場合は追加の環境保全措置を講ずる。

### 3-4-4 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）

・工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-8 に示す。

表 3-8 温室効果ガスに関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
温室効果ガス	低炭素型建設機械の採用	低炭素型建設機械の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	現場状況に鑑み、低炭素型建設機械を採用するよう努めるとともに、低炭素型機械の調達が困難等により、採用できない場合はできる限り燃費性能の良い建設機械を採用する計画とした。
温室効果ガス	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事の規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画する。

- ・工事中は、表 3-9 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-9 廃棄物等、温室効果ガスに関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物等 温室効果ガス	副産物の分別、 再資源化	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できる。	場内で細かく分別する計画とした。
温室効果ガス	高負荷運転の 抑制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止について、講習・指導を実施する計画とした。
温室効果ガス	建設機械の点検 及び整備による 性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機械は、法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、建設機械の性能を維持する計画とした。
温室効果ガス	工事従事者への 講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれる。	工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、講習・指導を実施する計画とした。

### 3-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

- ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表3-10及び図3-9に示すとおり計画する。

表 3-10 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 騒音 振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート分散化等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードに係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行は、指定された運行ルートのエリア以外では、運行ルートを分散化すると共に、出来る限り幹線道路を使用する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードに係る資材及び機械の運搬に用いる車両において、短時間に集中的に工事用車両が運行しないようにする計画とした。
大気質 (粉じん等)	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄を行うことで、粉じん等の発生を低減できる。	工事施工ヤードに係る資材及び機械の運搬に用いる車両において、タイヤの洗浄を実施する計画とした。(図 3-9) 清掃・散水については必要に応じて実施する。
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 騒音 振動 温室効果ガス	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動、温室効果ガスの発生を低減できる。	工事施工ヤードに係る資材及び機械の運搬に用いる車両において、定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、車両の性能を維持する計画とした。



表 3-10 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を  
低減させるための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	環境負荷低減を 意識した運転の 徹底	資材及び機械の運搬に用いる 車両の法定速度の遵守、アイド リングストップ及び急発進や 急加速の回避をはじめとした エコドライブの徹底により、二 酸化窒素及び浮遊粒子状物質、 粉じん等、騒音、振動の発生を 低減できる。	工事施工ヤードに係る資 材及び機械の運搬に用い る車両において、法定速度 の遵守、アイドリングスト ップ及び急発進や急加速 の回避をはじめとしたエコ ドライブを講習・指導す る計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動 温室効果ガス	工事従事者への 講習・指導	資材及び機械の運搬に用いる 車両の点検及び整備、環境負荷 低減を意識した運転について、 工事従事者への講習・指導を実 施することにより、二酸化窒素 及び浮遊粒子状物質、粉じん 等、騒音、振動、温室効果ガス の発生の低減が見込まれる。	工事施工ヤードに係る資 材及び機械の運搬に用い る車両において、点検・整 備、環境負荷低減を考慮し た運転について、工事従事 者への講習・指導を実施す る計画とした。
温室効果ガス	低燃費車種の選 定、積載の効率 化、 運搬計画の合理 化による運搬距 離の最適化	低燃費車種の選定、積載の効率 化、合理的な運搬計画の策定に よる運搬距離の最適化等によ り、温室効果ガスの排出量を低 減できる。	工事施工ヤードに係る資 材及び機械の運搬に用い る車両において、低燃費車 種の選定に努めると共に、 工事の実施段階に応じた 工事用車両への効率的な 積載を行う計画とした。ま た、片寄った施工を避け、 工事用車両の交通集中を 回避する計画とした。



図 3-9 資材及び機械の運搬による影響を低減させるための環境保全措置（写真は類似工事の例）

※工事の進捗に伴い実施方法は変更となる場合がある。

### 3-6 専門家等の技術的助言

- ・環境保全措置の検討にあたっては、表 3-11 に示すとおり専門家等の技術的助言を受けて実施した。

表 3-11 専門家等による技術的助言の内容

項目	専門分野	所属機関の属性	主な技術的助言の内容
動物	希少猛禽類	公共団体等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ オオタカ（西尾ペア）について、近年の調査結果などから人工巣などの設置を検討することが望ましい。</li><li>・ 本工事においては、工事期間が営巣期にかかる場合に、工事規模を段階的に大きくする等の配慮を行うことが望ましい。</li></ul>

### 3-7 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針

- ・ 環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- ・ 環境保全に資する仮設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・ 環境保全に資する仮設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不具合のある場合には速やかに対応する。
- ・ 元請会社職員に対し環境影響評価書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工事関係者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・ 実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。

## 第4章 事後調査及びモニタリング

### 4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画

- ・工事の施工中の事後調査及びモニタリングについては、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【愛知県】平成26年8月」及び『「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【愛知県】平成26年8月」に基づく事後調査計画書 平成26年11月』に基づいて実施する。
- ・事後調査の実施内容は環境保全措置の内容や現地の状況、工事計画を考慮して表4-1のとおりとする。

表 4-1 事後調査の実施内容

調査項目	調査地点等		調査時期及び頻度
動物	オオタカの生息状況	工事施工ヤード周辺	工事中及び工事後の繁殖期
生態系			

- ・事後調査とは別に工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、表 4-2 のとおりモニタリングを実施する。モニタリング地点を図 4-1 に示す。

表 4-2 モニタリングの実施内容

調査項目	調査地点		調査時期及び頻度
水質	浮遊物質 (SS) 水温 水素イオン濃度 (pH)	工事排水を放流する 箇所の下流地点	工事前に 1 回 工事中に毎年 1 回、湧水期に実施
	自然由来の重金属等 (カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)		

※その他、騒音、振動については、作業期間中に工事施工ヤードで常時計測を行う。

※工事の進捗状況により、調査時期が変更となる場合がある。

※トンネル掘削工に係る事後調査及びモニタリングの具体的な実施内容については、今後決定する。



図 4-1 モニタリング地点 (水質)

※現地状況等により、調査地点等が変更となる場合がある。



#### 4-2 事後調査及びモニタリングの結果の取扱い

- ・事後調査の結果については3年に1回の頻度、モニタリングの結果や環境保全措置の実施状況については年度毎に取りまとめ、愛知県等関係自治体への報告を行う他、当社のホームページにおいても公表する。
- ・結果を受け、必要により環境保全措置の追加や、変更を行う。